

廃 第 8 1 5 号
令和元年8月20日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長
(公印省略)

産業廃棄物処理業の許可の取消しについて (通知)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）
第14条の3の2の規定により、下記のとおり産業廃棄物処理業の許可を取り消しましたので
通知します。

記

1 (1) 被処分者

所在地 兵庫県加古川市加古川町北在家372番地の6
氏名 有限会社アイヨ
代表者 代表取締役 塩谷 文博

(2) 許可内容

許可の種類 産業廃棄物収集運搬業
許可の番号 第012000151250号
許可年月日 平成29年7月6日
事業の区分 収集・運搬（積替・保管を除く。）

(3) 処分年月日 令和元年8月20日

(4) 行政処分の内容 許可の取消し

(5) 行政処分の理由

有限会社アイヨは、令和元年5月8日付けで神戸地方裁判所姫路支部において、
破産手続開始の決定を受けた。

この事実により同社は、法第14条の3の2第1項第4号に規定する法第14条
第5項第2号イ（法第7条第5項第4号イ）に該当した。

2 (1) 被処分者

所在地 千葉県八千代市上高野434番地10
氏名 有限会社石川工業所
代表者 代表取締役 石川 正幸

(2) 許可内容

許可の種類 産業廃棄物収集運搬業
許可の番号 第01200075554号
許可年月日 平成28年9月27日
事業の区分 収集・運搬（積替・保管を除く。）

(3) 処分年月日 令和元年8月20日

(4) 行政処分の内容 許可の取消し

(5) 行政処分の理由

有限会社石川工業所は、平成31年3月29日付けに千葉簡易裁判所において、法違反（16条の2（焼却禁止）違反）により、罰金10万円の刑の言渡しを受け、同年4月26日に刑が確定し、同日付けで刑の執行が終了した。

この事実により同社は、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ハに該当するため、法第14条の3の2第1項第1号に該当した。

3 (1) 被処分者

所在地 東京都練馬区高野台二丁目4番12号
氏名 紙材開発株式会社
代表者 代表取締役 西内 向子

(2) 許可内容

許可の種類 産業廃棄物収集運搬業
許可の番号 第01200016102号
許可年月日 平成26年10月26日
事業の区分 収集・運搬（積替・保管を除く。）

(3) 処分年月日 令和元年8月20日

(4) 行政処分の内容 許可の取消し

(5) 行政処分の理由

紙材開発株式会社の取締役は、東京地方裁判所立川支部において、同裁判所から禁錮以上の言渡しを受け、刑が確定した。

この事実により同人は、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ロに該当するため、同社は法第14条の3の2第1項第4号に規定する法第14条第5項第2号ニ（法人でその役員のうち同号イに該当する者のあるもの）に該当した。

環境生活部廃棄物指導課

監視指導室 指導担当

TEL 043-223-2684

FAX 043-221-5789